

これから浄化槽を設置する方へ

合併処理浄化槽等の工事費を補助します

1 補助対象地域について

次の(1)～(4)に該当しない地域

- (1) 公共下水道の処理区域
- (2) 公共下水道の予定処理区域。ただし、補助金の交付申請時に、公共下水道の整備がおおむね10年以上見込まれない区域は補助対象(阿字ヶ浦・船窪・東部第2・武田・六ツ野・佐和駅東土地区画整理事業区域の一部)
- (3) 農業集落排水事業の採択区域。ただし、農業集落排水施設への接続が困難であると認められる場合は補助対象(西中根・東中根地区の一部)
- (4) 住宅団地内に専用の処理施設があり、そこで生活排水を処理している区域

2 補助対象者について

専用住宅(主として居住を目的とした自己用住宅〔店舗等を併設したもので住宅部分の床面積が総床面積の2分の1以上のものを含む〕)に合併処理浄化槽又は宅地内処理施設を設置する者で、次の(1)～(5)を全て満たすもの

- (1) 専用住宅の所有者又は居住者で、かつ、所有者と居住者が同一人又は親子であること
- (2) 建築基準法の確認を受けている、又は浄化槽法の設置等の届出を行っていること
- (3) 専用住宅の敷地を借りている場合は、敷地所有者の承諾を得ていること
- (4) 専用住宅が販売又は賃借する目的ではないこと
- (5) 汚水処理人口普及率向上につながる合併処理浄化槽の設置※、又は災害により家屋、合併処理浄化槽又は宅地内処理施設が被害を受けたことによるもの ※裏面「補助事業、補助区分一覧」参照

3 補助種別について

(1) 合併処理浄化槽(生活排水を処理する浄化槽)

BOD(生物化学的酸素要求量)の除去率が90%以上、放流水のBODが20 mg/ℓ以下のもので、全国浄化槽推進市町村協議会に登録されている、処理対象人員が10人以下のもの

《 合併処理浄化槽の大きさ 》

基 準	大きさ
延べ床面積が140㎡以下	5人槽
延べ床面積が140㎡を超える	7人槽
台所及び風呂がそれぞれ2ヶ所以上	10人槽

(2) 宅地内処理施設

※宅地内処理施設の設置は原則放流先が無い場合に限りです。

立地条件並びに蒸発及び浸透面積等を十分考慮したもので、合併処理浄化槽の放流水を適正に処理できる能力を有すると認められるもので、処理対象人員が10人以下のもの。

(3) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去費

既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を、合併処理浄化槽の設置に併せて撤去するもの。

(4) 宅内配管工事費

既設の単独処理浄化槽又はくみ取り槽を廃止し、合併処理浄化槽を設置する場合の宅内配管※の工事費。

※ 宅内配管… 生活排水の合併処理浄化槽への流入管、道路側溝等又は宅地内処理施設までの放流管、流入管及び放流管に接続する枡をいう。

《 補助対象、補助区分一覧 》

設置する理由	現在の居住家屋	現在の居住家屋の汚水処理方法	条件	補助対象、補助区分※1	
新築	市外在住			合、内	
	賃貸住宅、借家			合、内	
	市内の戸建て住宅	下水道			合、内
		合併処理浄化槽		分家独立※2	補助対象外
		単独処理浄化槽			合、内
			下水道、農業集落排水施設が整備されている地域		補助対象外
くみ取り槽			合、内		
	下水道、農業集落排水施設が整備されている地域		補助対象外		
転換 (同一敷地内での汚水処理方法の変更)	市内の既設戸建て住宅	合併処理浄化槽		補助対象外	
		単独処理浄化槽		合、内、撤、配※3	
		くみ取り槽		合、内、撤、配※3	

※1 合…合併処理浄化槽、内…宅地内処理施設、撤…単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去費、配…宅内配管工事費

※2 同居者が増える等手狭になる理由により、世帯の一部のみが転居し、新築家屋に合併処理浄化槽を設置する場合

※3 家屋の構造や間取りを変更しない場合

4 補助金額について

下表の基準額と対象経費に補助率をかけた算定額と比較して少ない方の額(1,000円未満切捨て)

区 分		基 準 額	対 象 経 費	補 助 率
合併処理浄化槽	5人槽	332,000円	本体費及び設置工事費	1.0
	6人～7人槽	414,000円	本体費及び設置工事費	1.0
	8人～10人槽	548,000円	本体費及び設置工事費	1.0
宅地内処理施設		100,000円	本体費及び設置工事費	0.5
単独処理浄化槽等の撤去	単独処理浄化槽の撤去工事	120,000円	撤去工事費、処分運搬費、処分費	1.0
	くみ取り槽の撤去工事	90,000円		1.0
宅内配管工事		300,000円	材料費、設置工事費、既存配管撤去工事費、既存配管処分費	1.0

5 補助を受けるには

工事開始 10 日前までに補助金の交付申請をしてください。工事開始後の受付はできません。また、先着順で予算に達したときは終了となりますので、お早めに申請してください。

詳細についてのお問合せは 環境政策課 TEL029-273-0111 内線 3311